証券コード　6301

第146回定時株主総会招集ご通知

日　　時

2015年６月24日（水曜日）午前10時

場　　所

東京都江東区有明三丁目11番１号

東京国際展示場（東京ビッグサイト）
西展示棟「西１ホール」

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件
第６号議案　当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役に対して株式報酬として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

目　　次

(頁)
第146回定時株主総会招集ご通知 …… 1
　事業報告 …… 3
　連結計算書類 ……32
　計算書類 ……35
　監査報告 ……37
株主総会参考書類
　議案および参考事項 ……40
インターネットによる議決権行使のご案内 ……58
特集　環境を守る ……59

　事業報告、連結計算書類および計算書類の一部は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
［掲載URL］　http://www.komatsu.co.jp/

株式会社 小松製作所

株主の皆様へ



代表取締役社長

大橋徹二

株主の皆様には、日頃よりコマツグループの活動にご理解とご支援をいただき、感謝申しあげます。第146回定時株主総会を６月24日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。当日ご出席いただけない株主の皆様には、書面またはインターネットによって議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

コマツは、2015年２月、「スマートコンストラクション」を開始いたしました。これは、お客様の現場全体をICTで有機的につなぎ、安全性と生産性が大幅に向上した「未来の現場」を創造するものです。現場のICT化により、労働力不足やオペレータの高齢化、安全やコスト・工期に関わる現場での様々な課題をお客様とともに解決してまいります。

また、更なるイノベーションの実現を目指し、コマツグループ外との協力関係の構築を積極的に進めてまいりました。2014年１月、米国ゼネラル・エレクトリック・カンパニー社（GE）と共同で次世代鉱山機械の開発を行う合弁会社を設立しましたが、GEとの協力関係を更に拡大し、鉱山運営コストの削減に向けたビッグデータの分析についても協力して進めることといたしました。引き続きイノベーションを加速させ、お客様にとってなくてはならない存在となれるよう、努力を続けてまいります。

また、私たちは、「本業を通じて社会の役に立つこと」がCSR（企業の社会的責任）活動であると考えております。今後も、品質・安全性・環境への配慮のすべてにおいて世界最高水準の製品・サービスをお客様に提供し、世界の人々の生活を豊かにするという社会的責任を果たすことを目指していきます。

こうしたコマツグループの取り組みの一部につき、この冊子の中でご紹介しておりますのでぜひご高覧ください。

株主の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

証券コード　6301
2015年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社 小松製作所
代表取締役
社　　長　大 橋 徹 二

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（40頁から57頁まで）をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（2頁）をご参照のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2015年6月24日（水曜日）午前10時
2．場　　所　東京都江東区有明三丁目11番1号
　　東京国際展示場（東京ビッグサイト）西展示棟「西1ホール」
3．目的事項
　報告事項　（1）第146期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　（2）第146期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第1号議案　剰余金の処分の件
　　第2号議案　定款一部変更の件
　　第3号議案　取締役10名選任の件
　　第4号議案　監査役1名選任の件
　　第5号議案　取締役賞与支給の件
　　第6号議案　当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役に対して株式報酬として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4．議決権の行使に関する事項

（1）重複行使の取扱い

書面（郵送）とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

（2）議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、その旨およびその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

議決権行使方法のご案内

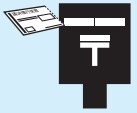
株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

株主総会開催日時
2015年6月24日（水）午前10時

郵　送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限
2015年6月23日（火）午後5時45分到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2015年6月23日（火）午後5時45分受付分まで

詳細はP58をご参照ください

◎機関投資家の皆様は、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる開示について：当社ウェブサイト http://www.komatsu.co.jp/

◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「第146回定時株主総会招集ご通知」には記載しておりません。

1	事業報告	財産および損益の状況の推移 主要な事業内容 主要な営業所および工場
2	連結計算書類	連結純資産計算書 連結注記表
3	計算書類	株主資本等変動計算書 個別注記表

監査役が監査した事業報告ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本「第146回定時株主総会招集ご通知」に記載の各書類と、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載の上記表中の事項となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

展示の場　開催のご案内

◎株主総会終了後、コマツグループの先端技術や社会貢献活動をご紹介する展示の場を設ける予定です。詳細につきましては、巻末のご案内をご覧ください。

添付書類

事　業　報　告

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

コマツグループは、2013年４月より３カ年の中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide」をスタートし、①イノベーションによる成長戦略、②既存事業の成長戦略、③土台強化のための構造改革、を重点項目として活動しています。

当期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）の連結売上高は１兆9,786億円（前期比1.3％増）となりました。利益につきましては、営業利益は2,420億円（前期比0.7％増）、売上高営業利益率は前期に比べ0.1ポイント下回る12.2％となりました。税引前当期純利益は2,360億円（前期比2.5％減）、当社株主に帰属する当期純利益は1,540億円（前期比3.5％減）となりました。



（注）当社は、会社計算規則第120条の２第１項の規定により、米国会計基準に準拠し連結計算書類を作成しており、同基準に基づいた表示をしています。

建設機械・車両　部門

売上高	1兆7,634億円 （前期比0.6％増）
セグメント利益	2,272億円 （前期比6.1％減）

（注）上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の重点項目のひとつ「イノベーションによる成長戦略」を担う次世代商品として、ＩＣＴブルドーザー「D61PXi」やＩＣＴ油圧ショベル「PC200i」などのＩＣＴ建機の市場導入を進めてきました。また、建設現場のあらゆる情報をＩＣＴで繋ぎ、安全で生産性の高い「未来の現場」を実現させていくためのソリューション事業である「スマートコンストラクション」を2015年２月より日本で開始しました。

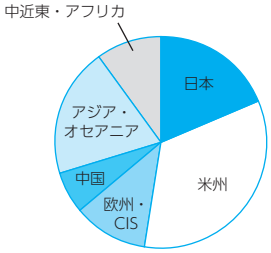


（ご参考：関連サイトのご紹介）

これまでにない現場を、これからも現場とともに。
SMARTCONSTRUCTION

スマートコンストラクションについては、こちら（特集サイト）
⇒ http://smartconstruction.komatsu.co.jp/

地域別売上高の状況（外部顧客向け売上高）



地域		第146期売上高	前期比増減率
日本		3,305億円	3.4%減
海外		14,308億円	1.6%増
	米州	5,959億円	9.8%増
	欧州・CIS	2,026億円	6.4%増
	中国	1,102億円	32.0%減
	アジア*・オセアニア	3,493億円	0.2%増
	中近東・アフリカ	1,725億円	5.5%増
合計		17,613億円	0.7%増

＊日本および中国を除く。

産業機械他　部門

売上高	2,215億円（前期比5.9%増）
セグメント利益	162億円（前期比697.7%増）

（注）上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

工作機械および板金・鍛圧機械分野では、当社子会社のコマツ産機株式会社が2013年から発売したファイバーレーザー加工機「KFLシリーズ」が、2014年度優秀省エネルギー機器表彰で「日本機械工業連合会会長賞」に選定されました。また、コンパクトな工作機械やサーボプレス機など環境に配慮した省エネルギー機器の開発・販売に努めました。

（ご参考）



KFL2051：
独自開発のレーザー発振器で発生させた高品質ビームにより薄板の高速切断を実現するとともに、空気中の窒素を濃縮高圧アシストガスとして使用することで大幅な省エネを達成しています。

（ご参考：当社開示資料のご紹介）

第146期決算短信　（2015年４月27日開示）
第146期有価証券報告書　（2015年６月23日開示予定）
株主・投資家情報―IR資料室　http://www.komatsu.co.jp/CompanyInfo/ir/

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、前期比136億円増の1,927億円となりました。

①部門別の内訳

部門	設備投資額
建設機械・車両	1,867億円
産業機械他	59億円
計	1,927億円

②当期中に完成した主要な設備

部門	主要設備
建設機械・車両	粟津工場　組立工場の新設 ・生産品目：油圧ショベル、ブルドーザー、 ホイールローダー、モーターグレーダー ・所在地：石川県小松市

(ご参考)



粟津工場新組立工場:
建屋統合による床面積削減効果、空調・照明の省エネに加え、バイオマス蒸気ボイラーシステムや太陽光パネルなどで自らも電力を創出することにより、年間購買電力量の約90%を削減する予定です。同時に、生産性の徹底追求により面積当たりの生産性を２倍に向上させています。

③当期において継続中の主要な設備の新設、拡充、改修

部門	主要設備
建設機械・車両	小山工場　エンジン工場・油機工場の改修 ・生産品目：エンジン、油圧機器 ・所在地：栃木県小山市

(3) 資金調達の状況

当期は、運転資金、設備資金への充当のため、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行や、金融機関からの長期借入を中心とした資金調達を実施しました。

前期末に比べ、為替が米ドル・人民元に対して円安になったことで、外貨建て借入の円換算額が増加した一方、海外子会社を中心に有利子負債の圧縮が進み、当期末の有利子負債残高は前期末比159億円減少の5,891億円となりました。

また、ネット・デット・エクイティ・レシオ*は、前期末の0.37から、当期末は0.32に改善しました。

＊ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率）＝（有利子負債－現預金）／株主資本

(4) 対処すべき課題

2016年３月期（2015年度）は中期経営計画「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の最終年度となります。本計画では、計画期間である2013～2015年度の建設・鉱山機械需要は、2013年度から微増で推移すると想定していましたが、中国をはじめとした新興国の成長鈍化や原油などの資源価格低迷の影響を受け、2014年度から大幅な減少が続いています。特に鉱山機械の需要は2012年度の約３割の水準にまで落ち込んでおり、この状況は2015年度も続くことが見込まれます。また、産業機械の需要は自動車業界向けの板金・鍛圧機械や工作機械を中心に堅調に推移することが見込まれる一方で、ワイヤーソーなどの需要の回復は遅れています。

現在の経営環境は中期経営計画の策定時の想定から大きく乖離しており、経営目標の進捗に多大な影響を及ぼしています。しかしながら、建設・鉱山機械需要は、世界人口の増加と都市化率の上昇を背景に、長期では増加していくとの考え方に変更はありません。コマツグループは「商品のライフサイクルコストの低減」などお客様の総合的なメリットを訴求するビジネスモデルの展開を図るとともに、中期経営計画の３つの重点活動に着実に取り組むことで、経営環境の変化にもフレキシブルに対応できる体制を引き続き強化します。特に「土台強化のための構造改革」については、原価低減、固定費の削減にグループが一丸となり更にスピードを上げて取り組み、継続的な販売価格の改善の効果と合わせ、収益の確保に最大限努めます。

「Together We Innovate GEMBA Worldwide」の数値目標（2013年４月発表）

項　　目	2016年３月期目標値
売上高営業利益率	18～20%
ＲＯＥ＊1	18～20%
ネット・デット・エクイティ・レシオ＊2	0.3以下
連結配当性向	30～50%の間で安定的に配当

＜前提条件＞

項　　目	2016年３月期
売上高のガイドライン	23,000億円±2,000億円
為替レートのガイドライン	90～95円／米ドル 120～125円／ユーロ 15.0～15.3円／元

＊１ ＲＯＥ＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／２)
＊２ ネット・デット・エクイティ・レシオ(ネット負債資本比率)＝(有利子負債－現預金)／株主資本

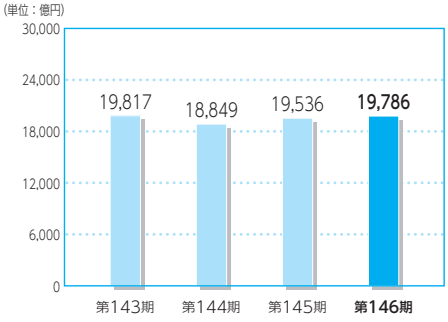
重点活動項目の進捗状況と次期に向けた課題

重点活動項目	進捗状況	活　動　の　例
①イノベーションによる成長戦略	実績	・ＩＣＴ建機の開発・導入 ・米国ゼネラル・エレクトリック・カンパニー社との次世代鉱山機械の開発合弁会社設立 ・スマートコンストラクションの推進 ・新型ファイバーレーザー加工機の開発・導入
	次期に向けた課題	・情報化施工のビジネスモデルの強化・拡大
②既存事業の成長戦略	実績	・代理店網の強化（米州、欧州、中近東、アフリカ） ・最新の排出ガス規制に対応した商品の開発・導入 ・部品の価格改善および品揃えの拡充 ・サービスプログラムの充実
	次期に向けた課題	・新興国での販売拡大 ・レンタル・中古車の循環事業やリテールファイナンス事業も含めたバリューチェーンの更なる強化・拡大
③土台強化のための構造改革	実績	・コスト改善活動 ・グローバル補給部品オペレーション改革 ・電力使用量の半減活動
	次期に向けた課題	・更なるコスト改善活動の推進 ・電力削減による生産改革の継続・強化 ・改革活動の更なるスピードアップ

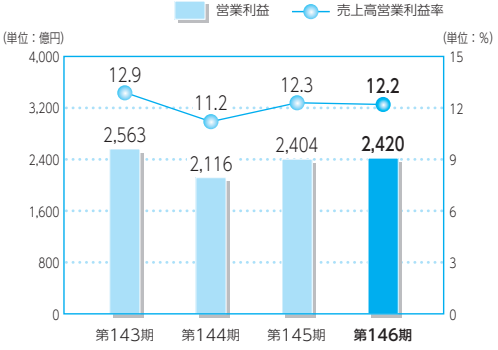
コマツグループは、「企業価値とは、社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である」との考えに基づき、コーポレート・ガバナンスを更に強化し、健全で透明性の高い経営に努めるとともに、経営効率の向上を目指しています。また、コマツグループの全社員が「コマツウェイ」を共有し、安全・環境・コンプライアンス、品質保証などの基本活動を引き続き不変に追い続けるとともに、業績の向上に加え、企業体質の更なる改善および社会的使命の達成をバランスよく実現していきます。

(ご参考:連結財務ハイライト)

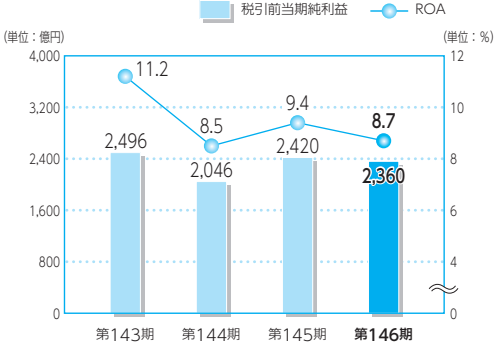
売上高



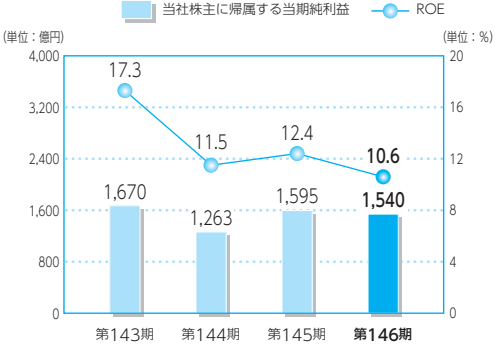
営業利益・売上高営業利益率



税引前当期純利益・ROA*2



当社株主に帰属する当期純利益・ROE*1



＊1 ROE＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／2)
＊2 ROA＝税引前当期純利益／((期首総資産＋期末総資産)／2)

上記内容を表で一覧にしている「財産および損益の状況の推移」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもってご提供しております。
⇒ http://www.komatsu.co.jp/

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社(2015年３月31日現在)

名　称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツキャステックス株式会社	本社・工場(富山県氷見市)	6,979百万円	100.0	鋳造品製造・販売
コマツ建機販売株式会社	本社(神奈川県川崎市)	950百万円	100.0	建設機械販売・サービス
コマツクイック株式会社	本社(神奈川県横浜市)	290百万円	*100.0	中古建設機械等販売
コマツレンタル株式会社	本社(神奈川県横浜市)	100百万円	100.0	建設機械等レンタル
コマツリフト株式会社	本社(東京都品川区)	500百万円	100.0	産業車両販売・サービス
コマツ物流株式会社	本社(神奈川県横浜市)	1,080百万円	100.0	運輸、倉庫および梱包等の事業
コマツ産機株式会社	本社(石川県金沢市)	990百万円	100.0	鍛圧機械および板金機械等製造・販売・サービス
コマツNTC株式会社	本社・工場(富山県南砺市)	6,014百万円	100.0	工作機械等製造・販売・サービス
コマツビジネスサポート株式会社	本社(東京都港区)	1,770百万円	100.0	建設機械に係る販売金融
ギガフォトン株式会社	本社・工場(栃木県小山市)	5,000百万円	100.0	半導体露光装置用エキシマレーザーおよびEUV光源の開発・製造・販売・サービス
コマツアメリカ株式会社	本社・工場(米国)	1,071百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械製造販売および米州地域における統括
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場(米国)	2千米ドル	*100.0	建設・鉱山機械部品製造・販売
コマツフィナンシャルパートナーシップ	本社(米国)	—	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融等
コマツブラジル有限会社	本社・工場(ブラジル)	73百万レアル	*100.0	建設機械および鋳造品製造
コマツブラジルインターナショナル有限会社	本社(ブラジル)	27百万レアル	*100.0	建設機械販売
コマツホールディングサウスアメリカ有限会社	本社(チリ)	31百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツカミンズチリ有限会社	本社(チリ)	34百万米ドル	*81.8	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツカミンズチリアリエンダ株式会社	本社(チリ)	43百万米ドル	*81.8	建設・鉱山機械のレンタルおよび販売金融等
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)	50百万ユーロ	100.0	建設・鉱山機械販売および欧州地域における統括

名　称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社(ベルギー)	40百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)	23百万英ポンド	*100.0	建設機械製造
コマツハノマーグ有限会社	本社・工場(ドイツ)	19百万ユーロ	*100.0	建設機械製造
コマツマイニングジャーマニー有限会社	本社・工場(ドイツ)	5百万ユーロ	*100.0	鉱山機械製造・販売
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)	6百万ユーロ	*100.0	建設機械製造
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)	397百万スウェーデンクローナ	100.0	林業機械製造・販売・サービス
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)	5,301百万ルーブル	100.0	建設・鉱山機械販売
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)	186,066千南アランド	*59.9	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)	192,780百万ルピア	94.9	建設・鉱山機械および鋳造品製造・販売
コマツマーケティング・サポートインドネシア株式会社	本社(インドネシア)	5百万米ドル	*94.9	建設・鉱山機械販売・サービス
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)	620百万タイバーツ	*74.8	建設機械・鋳造品製造・販売
コマツマーケティングサポートオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)	21百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械販売
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)	30百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)	49百万豪ドル	*60.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)	165百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械販売および中国における統括
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)	41百万米ドル	*85.0	建設機械製造
小松山推建機公司	本社・工場(中国)	21百万米ドル	*60.0	建設機械製造
小松(中国)融資租賃有限公司	本社(中国)	1,630百万元	*100.0	建設機械に係る販売金融

(注) 1. ＊印は、子会社を通じて行っている出資または子会社による出資持分を含めて算出している出資比率です。
2. コマツフィナンシャルパートナーシップは、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は457百万米ドルです。
3. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は138社、持分法適用会社は38社です。

②その他（重要な企業結合の状況等）

当社は、2014年10月、コマツディーゼル株式会社を吸収合併しました。

(7) 使用人の状況（2015年３月31日現在）

部門	使用人数
建設機械・車両	42,452名
産業機械他	4,247
全社（共通）	718
計	47,417

（注）1．使用人数は、前期末に比べ209名増加しています。
2．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属している者です。

(8) 主要な借入先（2015年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	970億円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	859
株式会社みずほ銀行	514

「主要な事業内容」・「主要な営業所および工場」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもってご提供しております。

⇒ http://www.komatsu.co.jp/

2. 会社の株式に関する事項(2015年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　3,955,000,000株

(2) 発行済株式の総数　942,926,902株　(自己株式29,040,758株を除く。)

(3) 株主数　201,188名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,727千株	3.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36,615	3.88
太陽生命保険株式会社	34,000	3.60
日本生命保険相互会社	26,626	2.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	25,796	2.73
株式会社三井住友銀行	17,835	1.89
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人　株式会社三井住友銀行)	17,322	1.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)	16,055	1.70
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	12,150	1.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	11,705	1.24

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、自己株式29,040千株を保有していますが、上記大株主から除外しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2014年11月14日開催の取締役会において、自己株式の取得および消却を決議し、次のとおり実施しました。

①自己株式の取得および自己株式の消却を行った理由
資本効率の向上と、株主の皆様への利益還元を図るため

②取得に係る事項の内容
ⅰ)取得対象株式の種類　当社普通株式
ⅱ)取得株式の総数　11,162,600株
ⅲ)取得価額の総額　29,996,649,350円
ⅳ)取得期間　2014年11月17日～2015年１月27日
ⅴ)取得方法　信託方式による市場買付

③消却に係る事項の内容
ⅰ)消却対象株式の種類　当社普通株式
ⅱ)消却株式の総数　11,162,600株(上記②により取得した自己株式の全数)
ⅲ)消却価額の総額　19,807,810,448円
ⅳ)消却日　2015年３月27日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況(2015年３月31日現在)

名　　称 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の数 (1個当たり株式の数)	1株当たり払込金額	1株当たり権利行使価額	新株予約権の行使可能期間
第７回新株予約権 (2007年９月３日)	113個	113,000株 (1,000株)	1,266円	3,661円	2008年９月３日 ～2015年８月31日
第８回新株予約権 (2007年９月３日)	222個	222,000株 (1,000株)	無償	3,661円	2008年９月１日 ～2015年８月31日
第９回新株予約権 (2008年９月１日)	104個	104,000株 (1,000株)	813円	2,499円	2009年９月１日 ～2016年８月31日
第10回新株予約権 (2008年９月１日)	153個	153,000株 (1,000株)	無償	2,499円	2009年９月１日 ～2016年８月31日
第11回新株予約権 (2009年９月１日)	124個	124,000株 (1,000株)	643円	1,729円	2010年９月１日 ～2017年８月31日
第12回新株予約権 (2009年９月１日)	125個	125,000株 (1,000株)	無償	1,729円	2010年９月１日 ～2017年８月31日
第13回新株予約権 (2010年８月２日)	64個	6,400株 (100株)	1,785円	1円	2013年８月２日 ～2018年７月31日
第14回新株予約権 (2010年８月２日)	238個	23,800株 (100株)	無償	1円	2013年８月２日 ～2018年７月31日
第15回新株予約権 (2011年８月１日)	696個	69,600株 (100株)	2,268円	1円	2014年８月１日 ～2019年７月31日
第16回新株予約権 (2011年８月１日)	1,580個	158,000株 (100株)	無償	1円	2014年８月１日 ～2019年７月31日
第17回新株予約権 (2012年８月１日)	843個	84,300株 (100株)	1,470円	1円	2015年８月１日 ～2020年７月31日
第18回新株予約権 (2012年８月１日)	2,555個	255,500株 (100株)	無償	1円	2015年８月１日 ～2020年７月31日
第19回新株予約権 (2013年８月１日)	561個	56,100株 (100株)	1,932円	1円	2016年８月１日 ～2021年７月31日
第20回新株予約権 (2013年８月１日)	2,358個	235,800株 (100株)	無償	1円	2016年８月１日 ～2021年７月31日
第21回新株予約権 (2014年８月１日)	589個	58,900株 (100株)	2,010円	1円	2017年８月１日 ～2022年７月31日
第22回新株予約権 (2014年８月１日)	2,169個	216,900株 (100株)	無償	1円	2017年８月１日 ～2022年７月31日
合　　計	12,494個	2,006,300株	(ご参考:発行済株式総数 942,926,902株(自己株式を除く。))		

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式です。
2.「権利行使価額」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をいいます。

(2) 当社取締役および監査役が保有する新株予約権の状況(2015年３月31日現在)

①取締役(社外取締役を除く)の新株予約権の保有状況

名　　称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第７回新株予約権	1名	44個	44,000株
第８回新株予約権　＊	5名	35個	35,000株
第９回新株予約権	1名	34個	34,000株
第10回新株予約権　＊	5名	28個	28,000株
第11回新株予約権	1名	44個	44,000株
第12回新株予約権　＊	1名	7個	7,000株
第14回新株予約権　＊	1名	13個	1,300株
第15回新株予約権	3名	355個	35,500株
第16回新株予約権　＊	1名	37個	3,700株
第17回新株予約権	4名	427個	42,700株
第18回新株予約権　＊	3名	123個	12,300株
第19回新株予約権	7名	537個	53,700株
第21回新株予約権	7名	568個	56,800株

(注)＊印は、2015年３月31日現在在任中の取締役が、当社使用人の地位にあった時(取締役選任前)に交付された新株予約権です。

②社外取締役の新株予約権の保有状況

名　　称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第13回新株予約権	1名	7個	700株
第15回新株予約権	1名	7個	700株
第17回新株予約権	1名	7個	700株
第19回新株予約権	1名	8個	800株
第21回新株予約権	3名	21個	2,100株

③監査役の新株予約権の保有状況

名　　称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第８回新株予約権	2名	10個	10,000株
第10回新株予約権	1名	5個	5,000株
第14回新株予約権	1名	13個	1,300株
第16回新株予約権	1名	50個	5,000株
第18回新株予約権	1名	45個	4,500株

（注）上記は、2015年３月31日現在在任中の監査役が、当社使用人の地位にあった時（監査役選任前）に交付された新株予約権です。

(3) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

名　　称	交付対象者	対象者数	交付数	新株予約権の目的となる株式の数
第22回新株予約権	当社使用人	74名	1,799個	179,900株
	当社子会社の代表取締役	14名	370個	37,000株

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2015年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	野路國夫	株式会社リコー社外取締役* 日本電気株式会社社外取締役*
代表取締役社長	大橋徹二	CEO
取締役 兼 専務執行役員	藤塚主夫	CFO 経理・財務、IR管掌
取締役 兼 専務執行役員	髙村藤寿	CTO 研究・開発管掌
取締役 兼 常務執行役員	篠塚久志	建機マーケティング本部長
取締役 兼 常務執行役員	黒本和憲	ICTソリューション本部長 (情報化施工、KOMTRAX、 AHS・マイニングイノベーション担当)
取締役 兼 常務執行役員	森正尚	人事・教育、安全・健康管理管掌
取締役	池田弘一	アサヒグループホールディングス株式会社相談役 住友化学株式会社社外監査役*
取締役	奥正之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長* パナソニック株式会社社外取締役* 花王株式会社社外取締役* 中外製薬株式会社社外取締役* 南海電気鉄道株式会社社外監査役*
取締役	薮中三十二	外務省顧問 川崎汽船株式会社社外取締役* 三菱電機株式会社社外取締役* 高砂熱学工業株式会社社外取締役*
常勤監査役	森本誠	—
常勤監査役	山田浩二	—
監査役	蒲野宏之	蒲野綜合法律事務所代表弁護士 住友生命保険相互会社社外取締役* 日本碍子株式会社社外取締役*
監査役	松尾邦弘	弁護士 株式会社日本取引所グループ社外取締役* トヨタ自動車株式会社社外監査役* 三井物産株式会社社外監査役* ブラザー工業株式会社社外監査役* 株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役* 株式会社セブン銀行社外監査役*
監査役	山口廣秀	日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社理事長* 三井不動産レジデンシャル株式会社社外監査役*

（注）1．取締役池田弘一氏、奥正之氏および薮中三十二氏は、社外取締役です。
2．監査役蒲野宏之氏、松尾邦弘氏および山口廣秀氏は、社外監査役です。
3．＊印は、「重要な兼職」を示します。
4．社外取締役池田弘一氏は、ワタベウェディング株式会社社外取締役を兼職しておりましたが、2014年６月27日付で退任しております。
5．社外取締役および社外監査役の重要な兼職につき、当社とその兼職先との関係は、次のとおりです。
①社外取締役奥正之氏が取締役会長を務める株式会社三井住友フィナンシャルグループは、銀行持株会社であり、当社と直接の取引はありませんが、同社の子会社である株式会社三井住友銀行は、当社の主要な借入先のうちのひとつです。
②社外監査役蒲野宏之氏が社外取締役を務める住友生命保険相互会社は、当社の団体扱生命保険契約先のうちのひとつです。
③当社および当社の連結子会社は、社外監査役松尾邦弘氏が社外監査役を務めるトヨタ自動車株式会社に産業機械の販売を行っています。なお、同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の１％未満です。
④社外監査役松尾邦弘氏が社外監査役を務める三井物産株式会社は、海外における建設・鉱山機械の販売・サービス事業に係る当社の連結子会社および販売代理店等の一部に出資等を行っています。
⑤上記①から④以外は、当社との間に特段の取引関係等はありません。
6．常勤監査役森本誠氏は、当社において経理関係の業務に長く従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7．当社は、執行役員制度を採用しています。
8．日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社は、2015年４月１日、日興リサーチセンター株式会社に商号変更しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①報酬等の決定に関する方針

当社の取締役および監査役の報酬は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、社外委員４名（社外監査役２名、社外取締役１名、社外有識者１名）、社内委員１名にて構成される報酬諮問委員会において、報酬方針および報酬水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

報酬の水準につきましては、報酬諮問委員会において、グローバルに事業展開する国内の主要メーカーとの水準比較を行い、答申に反映させています。

取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬と、連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されます。連結業績の指標としてはROE*1およびROA*2を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）・収益性（連結売上高セグメント利益率変動幅）・健全性（ネット・デット・エクイティ・レシオ*3達成度）を加味して、下表の割合で評価し、業績連動報酬の支給合計額を毎年算出します。

	指　　標	割　合
基本指標	連　結　R　O　E*1	70%
	連　結　R　O　A*2	30%
調整指標	連結売上高伸率・連結売上高セグメント利益率変動幅による調整	
	ネット・デット・エクイティ・レシオ*3達成度による調整	

＊１　ＲＯＥ＝当社株主に帰属する当期純利益／（（期首株主資本＋期末株主資本）／２）
＊２　ＲＯＡ＝税引前当期純利益／（（期首総資産＋期末総資産）／２）
＊３　ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率）＝（有利子負債－現預金）／株主資本

業績連動報酬の水準は、取締役の年間固定報酬（月次報酬の12ヶ月分）の２倍を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、固定報酬のみ）となります。

なお、業績連動報酬の支給合計額の３分の２相当は、取締役賞与として現金で支給する（ただし、上限は月次報酬の12ヶ月分相当）ものとし、取締役賞与を差し引いた残りについては、株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的に、株式報酬として新株予約権を付与する方法で支給します。ただし、社外取締役への業績連動報酬の支給合計額はその役割・位置づけを考慮し、年間固定報酬の３分の１相当額を上限としております。

また、監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である月次報酬のみとしております。

なお、役員退職慰労金については、2007年６月をもって、制度を廃止しました。

②当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	金銭による報酬			金銭でない報酬等	報酬等の総額
		基本報酬	賞与（注）3	合計	株式報酬（注）4	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役	12名	437	235	672	118	790
うち社外取締役	5名	40	9	49	4	53
監査役	6名	122	—	122	—	122
うち社外監査役	4名	45	—	45	—	45
合計	18名	559	235	794	118	913
うち社外役員	9名	85	9	94	4	98

（注）1．当事業年度末日における会社役員の人数は、取締役10名（うち、社外取締役３名）、監査役５名（うち、社外監査役３名）でありますが、上記には、2014年６月開催の第145回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名、監査役１名を含んでいます。

2．2004年６月開催の第135回定時株主総会において、取締役の報酬限度額（賞与および株式報酬を除く。）は月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2012年６月開催の第143回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は月額13.5百万円以内と決議いただいています。また、2010年６月開催の第141回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）および当該360百万円のうち、社外取締役に対する報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議いただいています。

3．取締役賞与は、第146回定時株主総会における第５号議案「取締役賞与支給の件」において決議予定の支給総額を記載しています。

4．株式報酬は、取締役に対する金銭でない報酬等として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しています。

5．使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

6．記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況等

当事業年度における社外役員の主な活動状況および独立性に関する事項は、以下のとおりです。

なお、当社は氏名横に 独立 のマークを付けた社外取締役および社外監査役を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

ⅰ）社外取締役

氏名	池田　弘一　独立
出席の状況	取締役会　100%　（15回中15回）
主な活動状況	池田弘一氏は、アサヒビール株式会社（当時）の代表取締役を務めた経歴を有しています。本年度は取締役会において、ビジネスモデル変革の重要性、ブランド・マーケティング戦略、優良顧客育成等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。

氏名	奥　　正之　独立
出席の状況	取締役会　90%　（11回中10回）
主な活動状況	奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有しています。本年度は取締役会において、リスクファイナンス、ペイアウト（株主還元）政策、セカンダリー市場の活性化等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏名	薮中　三十二　独立
出席の状況	取締役会　100%　（11回中11回）
主な活動状況	薮中三十二氏は、外務省事務次官を務めた経歴を有しています。本年度は取締役会において、中国経済の新常態（成長率の低下）への対応、各国の経済概況、グローバル市場における代理店戦略等につき、国際情勢の専門家としての見地から発言を行いました。

（注）社外取締役奥正之氏および薮中三十二氏は、2014年６月開催の第145回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

ii）社外監査役

氏名	蒲野　宏之　独立
出席の状況	取締役会　100%　（15回中15回） 監査役会　100%　（15回中15回）
主な活動状況	蒲野宏之氏は、国際弁護士としての豊富な経験を有しています。本年度は監査役会および取締役会において、監査体制、輸出管理、適正な契約管理等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員長を務めました。

氏名	松尾　邦弘　独立
出席の状況	取締役会　93%　（15回中14回） 監査役会　93%　（15回中14回）
主な活動状況	松尾邦弘氏は、法曹界での豊富な経験を有しています。本年度は監査役会および取締役会において、コンプライアンス、安全管理体制等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社コンプライアンス委員会においてオブザーバーを務めました。

氏名	山口　廣秀　独立
出席の状況	取締役会　100%　（11回中11回） 監査役会　100%　（11回中11回）
主な活動状況	山口廣秀氏は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有しています。本年度は監査役会および取締役会において、戦略市場における金融動向、研究開発のコストパフォーマンス、事業継続計画等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。

（注）社外監査役山口廣秀氏は、2014年６月開催の第145回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会および監査役会の回数が他の社外監査役と異なります。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①当社の当事業年度に係る報酬等の額	377百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	690百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらを含めて記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、コマツアメリカ株式会社をはじめとする27社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に社債発行に関する業務等について、報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

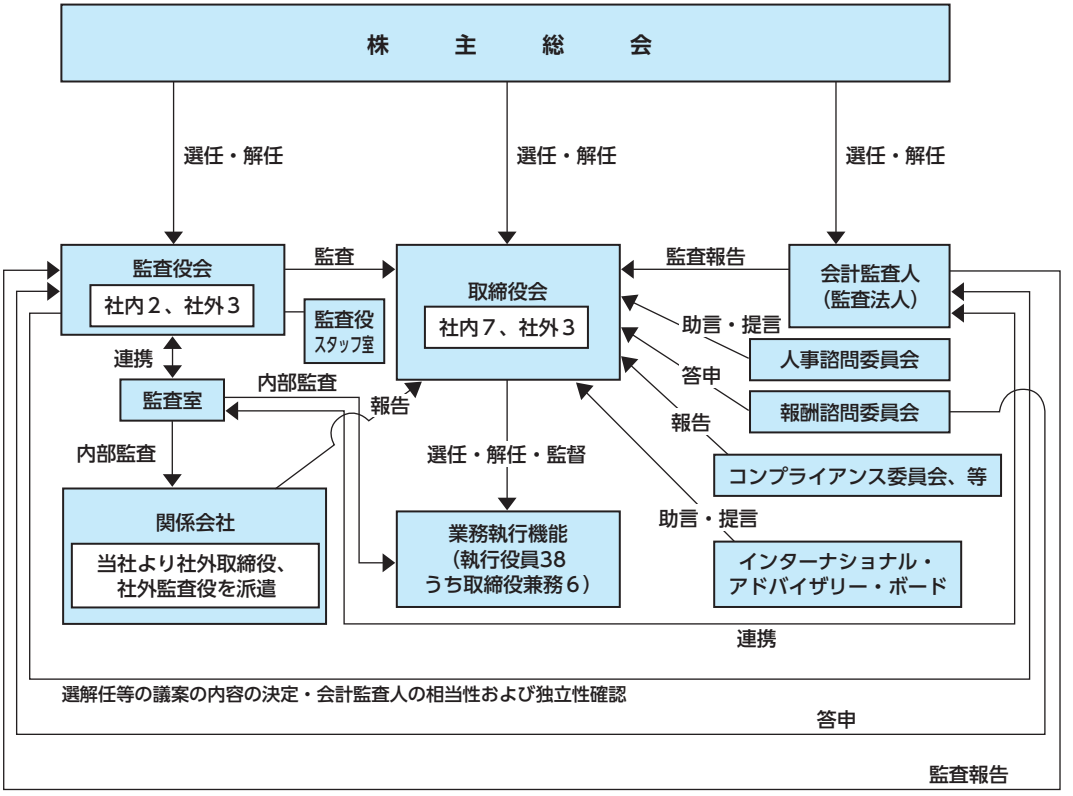
(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年(2014年)法律第90号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めています。同時に、取締役会の構成員数を少数化し、社外取締役および社外監査役の招聘を行うとともに、取締役会の実効性を高めるべく、経営の重要事項に対する討議の充実、迅速な意思決定ができる体制の整備など運用面での改革を図っています。

また、当社は、内部統制システムとして「業務の適正を確保するための体制」(25頁～30頁)を整備し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めています。

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンスの仕組み



(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年(2014年)法律第90号)の施行、東京証券取引所の改正上場規則の施行およびコーポレートガバナンス・コードの適用開始に伴い、2015年5月開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の図は当該改定がなされた後のものです。

7. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりです。

(1) 内部統制に係る基本方針

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。

企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識している。取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めている。また、取締役会によるガバナンスの実効性を高め、十分な審議と迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の運営の改善を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の記録およびその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令および社内規定の定めるところにより、適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高める努力を続けると同時に、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

①リスクを適切に認識し、管理するための規定として「リスク管理規程」を定める。この規程に則り、個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。

②リスク管理に関するグループ全体の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。

③重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために以下を実施する。

①取締役会を原則として月１回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。

②執行役員制度を導入するとともに、取締役および執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役および執行役員等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「決定権限規程」等の社内規定を定める。

③取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置する。執行役員等は、戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行する。

(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令および「取締役会規程」の定めに従い、経営上の重要事項について決定する。取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務執行を監督し、それらの状況を取締役会に報告する。

コンプライアンスを統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。また、法令順守はもとより、すべての取締役および社員が守るべきビジネス社会のルールとして、「コマツの行動基準」を定めるとともに、コンプライアンスを担当する執行役員を任命し、コンプライアンス室を設置するなど、ビジネス社会のルール順守のための体制を整備し、役員および社員に対する指導、啓発、研修等に努める。

併せて、法令およびビジネス社会のルールの順守上疑義のある行為に関する社員からの報告・相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を設ける。

(6) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社規程」および関連規則を定める。また、「コマツの行動基準」は、グループに属する関係会社すべてに適用する行動指針として位置付ける。これらの規定および基準をもとに、関係会社を所管する当社の各部門は、所管する各会社を管理・サポートし、グループ各社では業務を適正に推進するための諸規定を定める。

②主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

③当社の「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「輸出管理委員会」等の重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。

④特に重要な関係会社には、リスクおよびコンプライアンスも含めた事業の状況について、当社取締役会に定期的に報告させる。

⑤当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、主要関係会社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制制度およびその適正な運用状況について監査および指導する。また監査室は、グループ全体の内部統制制度の構築および運用状況、ならびにその結果について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。

(6) − 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

関係会社を所管する当社の各部門は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、所管する各会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

(6) − 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(6)－3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が当社の連結経営に多大な影響を及ぼす事項を実施する場合、当社の事前承認または当社への事前連絡を求める。さらに、当社は、関係会社の取締役会付議基準、取締役会の開催頻度、出席状況、付議議案の報告を受け、関係会社の職務執行の状況を継続的に把握することで、グループ全体の経営の効率化を図る。

(6)－4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「(5) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に記載する内部統制およびコンプライアンス体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、専任および兼任の使用人を配置する。

(8) 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役スタッフ室所属の使用人の人事取扱い(採用、任命、異動)については、常勤監査役の承認を前提とする。

②監査役スタッフ室専任の使用人は、取締役の指揮命令から独立しており、その人事考課等については、常勤監査役が行う。

③当社の常勤監査役は、監査役スタッフ室所属の使用人と、定期的に会議を開催し、監査役スタッフ室の業務遂行の状況を確認する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、法令に従い、取締役および執行役員等から担当業務の執行状況について報告を受ける。
②取締役は、当社およびグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
③監査役は、内部統制に関する各種委員会および主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書および重要な専決書を閲覧する。
④監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

(9)－1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制

当社およびグループ会社の重要経営事項を扱う戦略検討会、ならびにコンプライアンス事項およびリスク管理事項を扱うコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、輸出管理委員会等の委員会に、監査役はオブザーバーとして出席する。

「関係会社規程」および関連規則に基づき、関係会社から報告される経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項は、監査役にも報告される。

「リスク管理規程」および「内部監査規程」は関係会社も対象とし、重要事項は監査役に報告される。

(9)－2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社が制定するコンプライアンスに関する原則に、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いはしないことを明記し、当該原則に従って運用する。

（10）監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、執行部門と協議の上、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。

当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

監査役の職務執行に係る費用の管理および執行は、監査役および監査役スタッフ室所属の使用人が行う。

（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コマツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体とは、一切関係を持たない。」という基本方針を有しており、以下に取り組んでいる。

①上記方針を「コマツの行動基準」に明記し、社内およびグループ各社に周知させている。

②本社総務部が統括部門となり、警察および外部の専門機関と連携をとりながら、上記方針に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては組織的に毅然と対処すると共に、当該勢力との取引の未然防止等に努めている。

③上記の外部機関からの情報収集、教育・研修の参加等も積極的に行い、当該情報の社内およびグループの関係部門間での共有にも努めている。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年(2014年)法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年(2015年)法務省令第６号)が2015年５月１日に施行されたことに伴い、2015年４月開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記体制は当該改定がなされた後のものです。

8. 経営の現地化に関する事項

当社では、グローバル経営は、世界の各地域の現場に根ざした顧客密着の活動を展開することと考えており、そのために経営の現地化を推進しております。海外現地法人で採用した人材に対して、日々の業務や教育を通してコマツウェイの浸透を図るとともに、幹部の計画的な育成・登用を進めています。

2015年４月１日現在、北米および欧州地域内、また、チリ、オーストラリア、中国など合計10カ国における主要な現地法人で、18名の現地人トップが経営に携わっています。

今後もグローバル報酬制度やコマツウェイに基づく諸活動を通してグローバルチームとしての一体感を高めるとともに、各地域での持続的な成長を促すため、更なる現地化を進めてまいります。

9. 女性の活躍を推進する取り組みに関する事項

当社は、性別や年齢などにかかわらず、社員がその能力を十分に発揮し活躍できることを目指し、女性、高齢者および障がい者の活躍推進ならびにワークライフバランスの浸透に取り組んでいます。特に女性の管理職が男性に比べて少ないことは、改善を進めるべき課題と認識し、女性の積極的な採用、育成、そして出産後もキャリアを継続できる環境の整備等の諸施策を積極的に進めております。

2015年４月１日現在、当社単独での女性管理職は66名（女性管理職比率4.0％、５事業年度で40名増加）であり、2016年４月までに５％超とする目標を掲げて活動するとともに、グループへの展開を図ってまいります。

以　上

連結貸借対照表

（2015年３月31日現在）

（金額単位：百万円）

科目	第146期	（ご参考）第145期
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	105,905	90,872
定期預金	1,407	277
受取手形及び売掛金	620,076	617,334
たな卸資産	622,876	625,077
繰延税金及びその他の流動資産	171,171	159,872
流動資産合計	1,521,435	1,493,432
長期売上債権	280,138	260,904
投資		
関連会社に対する投資及び貸付金	28,358	23,192
投資有価証券	73,420	67,175
その他	1,731	2,020
投資合計	103,509	92,387
有形固定資産	743,919	667,347
営業権	36,266	36,020
その他の無形固定資産	58,715	58,532
繰延税金及びその他の資産	54,425	42,934
資産合計	2,798,407	2,651,556

（金額単位：百万円）

科目	第146期	（ご参考）第145期
負債の部		
流動負債		
短期債務	191,937	176,515
長期債務－１年以内期限到来分	117,922	117,485
支払手形及び買掛金	225,093	234,231
未払法人税等	39,396	42,211
繰延税金及びその他の流動負債	230,563	221,789
流動負債合計	804,911	792,231
固定負債		
長期債務	279,270	311,067
退職給付債務	55,396	49,428
繰延税金及びその他の負債	60,330	57,719
固定負債合計	394,996	418,214
負債合計	1,199,907	1,210,445
純資産の部		
資本金	67,870	67,870
資本剰余金	138,696	138,984
利益剰余金		
利益準備金	40,980	39,962
その他の剰余金	1,220,338	1,141,751
その他の包括利益（△損失）累計額	113,018	30,035
自己株式	△ 51,936	△ 42,211
株主資本合計	1,528,966	1,376,391
非支配持分	69,534	64,720
純資産合計	1,598,500	1,441,111
負債及び純資産合計	2,798,407	2,651,556

連結損益計算書

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

（金額単位：百万円）

科目	第146期	(ご参考)第145期
売上高	1,978,676	1,953,657
売上原価	1,401,193	1,393,048
販売費及び一般管理費	336,506	318,404
その他の営業収益(△費用)	1,085	△ 1,710
営業利益	242,062	240,495
その他の収益(△費用)		
受取利息及び配当金	3,266	3,898
支払利息	△ 9,328	△ 8,831
その他(純額)	74	6,494
合　計	△ 5,988	1,561
税引前当期純利益	236,074	242,056
法人税等		
当期分	77,509	73,936
繰延分	986	2,007
合　計	78,495	75,943
持分法投資損益調整前当期純利益	157,579	166,113
持分法投資損益	3,869	3,491
当期純利益	161,448	169,604
控除：非支配持分に帰属する当期純利益	7,439	10,086
当社株主に帰属する当期純利益	154,009	159,518

貸借対照表

（2015年３月31日現在）

（金額単位：百万円）

科目	第146期	(ご参考)第145期
資産の部		
流動資産	**522,212**	**469,591**
現金及び預金	149,846	107,953
受取手形	951	336
売掛金	189,677	190,057
商品及び製品	49,988	37,643
仕掛品	34,716	37,825
原材料及び貯蔵品	2,734	3,111
前払費用	2,891	3,404
繰延税金資産	10,993	11,079
短期貸付金	68,514	66,303
未収入金	11,364	11,229
その他の流動資産	917	1,021
貸倒引当金	△ 382	△ 375
固定資産	**691,188**	**686,469**
有形固定資産	**278,493**	**271,583**
建物	81,051	72,219
構築物	14,373	13,023
機械及び装置	50,321	52,851
車両運搬具	694	652
工具、器具及び備品	9,426	8,439
レンタル用資産	67,033	64,302
土地	50,285	50,856
建設仮勘定	5,306	9,237
無形固定資産	**10,934**	**10,233**
ソフトウエア	9,720	8,685
その他の無形固定資産	1,213	1,547
投資その他の資産	**401,760**	**404,652**
投資有価証券	60,602	53,661
関係会社株式	282,512	286,825
関係会社出資金	41,481	40,950
長期貸付金	13,977	25,263
長期前払費用	1,172	796
その他の投資等	7,684	8,965
貸倒引当金	△ 1,531	△ 1,600
投資損失引当金	△ 4,138	△ 10,210
資産合計	1,213,401	1,156,060

科目	第146期	(ご参考)第145期
負債の部		
流動負債	**323,666**	**321,872**
支払手形	1	8
買掛金	102,696	97,701
短期借入金	45,000	29,000
コマーシャル・ペーパー	64,000	48,000
１年内償還予定の社債	－	30,000
未払金	7,779	9,990
未払費用	19,678	19,466
未払法人税等	15,870	21,169
前受金	586	961
預り金	50,445	48,998
賞与引当金	9,300	8,624
役員賞与引当金	251	218
製品保証引当金	4,822	4,840
その他の流動負債	3,235	2,894
固定負債	**153,616**	**151,004**
社債	80,000	60,000
長期借入金	26,000	51,000
繰延税金負債	7,106	5,475
製品保証引当金	276	208
退職給付引当金	33,982	30,542
その他の固定負債	6,251	3,778
負債合計	477,283	472,877
純資産の部		
株主資本	**700,586**	**653,423**
資本金	**70,120**	**70,120**
資本剰余金	**140,140**	**140,483**
資本準備金	140,140	140,140
その他資本剰余金	－	343
利益剰余金	**541,859**	**484,641**
利益準備金	18,036	18,036
その他利益剰余金	523,822	466,604
特別償却準備金	557	448
固定資産圧縮積立金	15,254	14,626
別途積立金	210,359	210,359
繰越利益剰余金	297,651	241,170
自己株式	**△ 51,533**	**△ 41,821**
評価・換算差額等	**32,550**	**26,397**
その他有価証券評価差額金	32,479	26,302
繰延ヘッジ損益	71	95
新株予約権	**2,981**	**3,361**
新株予約権	2,981	3,361
純資産合計	736,118	683,183
負債及び純資産合計	1,213,401	1,156,060

損益計算書

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

（金額単位：百万円）

科目	第146期		(ご参考)第145期	
売上高		789,867		757,766
売上原価		572,538		545,282
売上総利益		217,328		212,484
販売費及び一般管理費		126,468		118,010
営業利益		90,860		94,474
営業外収益				
受取利息及び配当金	67,815		70,082	
その他の営業外収益	10,571	78,387	4,121	74,203
営業外費用				
支払利息	983		1,388	
その他の営業外費用	3,817	4,801	6,401	7,790
経常利益		164,446		160,887
特別利益				
土地売却益	1,947		1,342	
抱合せ株式消滅差益	2,816		－	
投資有価証券売却益	786		1,892	
関係会社株式売却益	－	5,551	97	3,331
特別損失				
土地売却損	12		56	
減損損失	6		160	
投資有価証券評価損	34		－	
関係会社株式評価損	3,408	3,462	125	342
税引前当期純利益		166,535		163,877
法人税、住民税及び事業税		29,895		27,255
法人税等調整額		2,205		2,744
当期純利益		134,434		133,876

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年５月12日

株式会社 小松製作所
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　　洋　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　袖　川　兼　輔　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　紳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社小松製作所の2014年４月１日から2015年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の２第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、会社計算規則第120条の２第１項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社小松製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年５月８日

株式会社 小松製作所
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　　洋　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　袖　川　兼　輔　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　紳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社小松製作所の2014年４月１日から2015年３月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2014年４月１日から2015年３月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年５月15日

株式会社 小松製作所　監査役会

常勤監査役　森　本　　誠　㊞

常勤監査役　山　田　浩　二　㊞

監　査　役　蒲　野　宏　之　㊞

監　査　役　松　尾　邦　弘　㊞

監　査　役　山　口　廣　秀　㊞

（注）監査役蒲野宏之、監査役松尾邦弘及び監査役山口廣秀は、会社法に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値の増大を目指し、健全な財務体質と柔軟で敏捷な企業体質作りに努めています。配当金につきましては、連結業績を反映した利益還元を実施し、引き続き安定的な配当の継続に努めていく方針です。

第146期の期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向を30％以上とし、連結配当性向が50％を超えないかぎり減配はしないとの配当方針に従い、また、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類
　　金銭

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき29円（前期と同額）　総額27,344,880,158円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2015年６月25日（木曜日）

なお、中間配当金29円を含めた当期の年間の配当金は、１株につき合計58円（前期と同額）となり、連結配当性向は35.8％となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１.変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年(2014年)法律第90号)が2015年５月１日に施行され、社外取締役および社外監査役に加えて、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第27条第２項および第34条第２項に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第27条第２項を変更する議案の提出については、各監査役の同意を得ております。

(2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるように現行定款第21条第２項の変更および同条第３項の新設を行うとともに、これに関連して、株主総会の招集権者および議長を定める現行定款第15条第１項および同条第２項の変更を行うものです。

(3) 当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めています。上記(2)の変更に伴い、今回、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、定款第27条に執行役員に関する規定を新設するものです。

(4) 上記(3)の第27条の新設に併せて条数の変更を行うものです。

２.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第３章　株主総会 (株主総会の招集権者および議長) 第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 〈2〉 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第３章　株主総会 (株主総会の招集権者および議長) 第15条　株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集する。 〈2〉 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が議長となる。
第４章　取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定する。 〈2〉 取締役会は、その決議によって、取締役のうち会長、社長各１名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。	第４章　取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定する。 〈2〉 取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員から社長１名を定める。

現行定款	変更案
（新設）	〈3〉 取締役会は、その決議によって、取締役から会長１名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。
（新設）	（執行役員） 第27条　取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 〈2〉 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 〈2〉 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会 第28条～第33条　（条文省略）	第５章　監査役および監査役会 第29条～第34条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 〈2〉 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 〈2〉 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算 第35条～第38条　（条文省略）	第６章　計算 第36条～第39条　（現行どおり）

第３号議案　取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役10名（うち、社外取締役３名）全員の任期が満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	（ご参考）	
		現在の役位	現在の担当
1	再任 野路（のじ）　國夫（くにお）	代表取締役会長	—
2	再任 大橋（おおはし）　徹二（てつじ）	代表取締役社長	CEO*1
3	再任 藤塚（ふじつか）　主夫（みきお）	取締役 兼 専務執行役員	CFO*3 経理・財務、IR管掌
4	再任 髙村（たかむら）　藤寿（ふじとし）	取締役 兼 専務執行役員	CTO*4 研究・開発管掌
5	再任 篠塚（しのづか）　久志（ひさし）	取締役 兼 常務執行役員	建機マーケティング本部長
6	再任 黒本（くろもと）　和憲（かずのり）	取締役 兼 常務執行役員	ICTソリューション本部長 （情報化施工、KOMTRAX、AHS・マイニングイノベーション担当）
7	再任 森（もり）　正尚（まさなお）	取締役 兼 常務執行役員	人事・教育、安全・健康管理管掌
8	再任 池田（いけだ）　弘一（こういち） 社外 独立	取締役	—
9	再任 奥（おく）　正之（まさゆき） 社外 独立	取締役	—
10	再任 薮中（やぶなか）　三十二（みとじ） 社外 独立	取締役	—

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 〔担当および重要な兼職の状況〕
再任  1 野路國夫（のじ くにお） （1946年11月17日） ▶在任年数：16年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100%） ▶所有する当社株式の数： 117,000株	1969年４月　当社 入社 技術本部実験部 1993年６月　建機事業本部技術本部生産管理部長 1995年２月　コマツドレッサーカンパニー （現 コマツアメリカ株式会社）チャタヌガ工場長 （～1997年２月） 1997年３月　情報システム本部長 1997年６月　取締役 就任 1999年６月　取締役 退任、執行役員 就任 2000年４月　生産本部長 2000年６月　常務執行役員 就任 2001年６月　常務取締役 兼 常務執行役員 就任 2003年４月　取締役 兼 専務執行役員 就任 建機マーケティング本部長 2007年６月　代表取締役社長 兼 CEO*1 就任 2013年４月　代表取締役会長 就任（現在に至る） 〔担当および重要な兼職の状況〕 株式会社リコー 社外取締役 日本電気株式会社 社外取締役

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 ［担当および重要な兼職の状況］
再任  2 大橋 徹二（おおはし てつじ） （1954年３月23日） ▶在任年数：６年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 43,300株	1977年４月　当社 入社 粟津工場工場管理室生産管理課 1982年６月　米 スタンフォード大学大学院 留学 （～1984年６月） 1998年10月　生産本部粟津工場管理部長 2001年10月　生産本部真岡工場長 2004年１月　コマツアメリカ株式会社 社長 兼 COO*2 （～2007年３月） 2007年４月　執行役員 就任 生産本部長 2008年４月　常務執行役員 就任 2009年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任 2012年４月　取締役 兼 専務執行役員 就任 2013年４月　代表取締役社長 就任（現在に至る） CEO*1（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ CEO*1
再任  3 藤塚 主夫（ふじつか みきお） （1955年３月13日） ▶在任年数：４年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 23,600株	1977年４月　当社 入社 粟津工場総務部経理課 1988年７月　小松オーストラリア株式会社（～1994年２月） 2001年６月　管理部長 2005年４月　執行役員 就任 2008年４月　グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長 兼 コマツビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 2009年２月　経営企画室長 兼 グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長 2010年４月　常務執行役員 就任 2011年４月　CFO*3（現在に至る） 2011年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任 2013年４月　取締役 兼 専務執行役員 就任（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ CFO*3 経理・財務、IR管掌

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 ［担当および重要な兼職の状況］
再任  4 髙村藤寿（たかむらふじとし） （1954年12月21日） ▶在任年数：４年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 34,200株	1977年４月　当社 入社 大阪工場建機開発センタ 1982年６月　米 ブラウン大学 留学（～1984年６月） 2004年４月　開発本部建機第一開発センタ所長 2006年４月　執行役員 就任 2010年４月　常務執行役員 就任 開発本部長 2011年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任 2013年４月　取締役 兼 専務執行役員 就任（現在に至る） 2014年４月　CTO*4（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ CTO*4 研究・開発管掌
再任  5 篠塚久志（しのづかひさし） （1954年７月16日） ▶在任年数：２年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 21,900株	1978年４月　当社 入社 小山工場管理室生産管理課 1981年６月　メキシコ国立自治大学 留学（～1982年５月） 1991年10月　国際事業本部イスタンブール事務所長 （～1995年10月） 1997年７月　コマツラテンアメリカ株式会社 副社長 （～2002年10月） 2005年５月　建機マーケティング本部欧米事業部長 2007年４月　コマツアメリカ株式会社 社長 兼 COO*2 2011年４月　常務執行役員待遇 就任 2012年４月　常務執行役員 就任 建機マーケティング本部長（現在に至る） 2013年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ 建機マーケティング本部長

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 ［担当および重要な兼職の状況］
再任  6 黒本 和憲（くろもと かずのり） （1955年５月23日） ▶在任年数：２年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 11,500株	1980年４月　当社 入社 粟津工場開発センタ 1985年６月　米 カリフォルニア大学ロサンゼルス校大学院 留学 （～1987年６月） 2006年４月　開発本部建機エレクトロニクス事業部長 2007年４月　執行役員 就任 2008年４月　建機マーケティング本部AHS事業本部長 2009年４月　建機マーケティング本部IT施工事業本部長 2012年４月　常務執行役員 就任 ICT事業本部長 2013年４月　マイニング事業本部長 兼 ICT事業本部長 2013年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任（現在に至る） 2014年４月　ICTソリューション本部長（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ ICTソリューション本部長（情報化施工、KOMTRAX、AHS・マイニングイノベーション担当）
再任  7 森 正尚（もり まさなお） （1958年２月８日） ▶在任年数：２年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 15,400株	1981年４月　当社 入社 人事部労務課 2004年４月　エンジン・油機事業本部総務部長 2008年４月　人事部長 2009年４月　執行役員 就任 2013年４月　常務執行役員 就任 2013年６月　取締役 兼 常務執行役員 就任（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ 人事・教育、安全・健康管理管掌

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 ［担当および重要な兼職の状況］
再任 社外　独立  8 池田弘一（いけだこういち） （1940年４月21日） ▶在任年数：５年 ▶取締役会への出席状況： 15回／15回（100％） ▶所有する当社株式の数： 0株	1963年４月　朝日麦酒株式会社（現 アサヒグループホールディングス株式会社）入社 1996年３月　アサヒビール株式会社 取締役 就任 1997年３月　同社 常務取締役 就任 1999年３月　同社 専務取締役 就任 2000年３月　同社 専務執行役員 就任 2001年３月　同社 専務取締役 兼 専務執行役員 就任 2002年１月　同社 代表取締役社長 兼 COO*2 就任 2006年３月　同社 代表取締役会長 兼 CEO*1 就任 2010年３月　同社 相談役 就任 2010年６月　当社 取締役 就任（現在に至る） 2011年７月　アサヒグループホールディングス株式会社 相談役 就任（現在に至る） ［担当および重要な兼職の状況］ 住友化学株式会社 社外監査役
社外取締役候補者 とした理由	池田弘一氏は、アサヒビール株式会社（当時）の代表取締役を務めた経歴を有し、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。 これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。
独立性に係る事項	池田弘一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 〔担当および重要な兼職の状況〕
再任 社外　独立  9 奥（おく）　正（まさ）　之（ゆき） （1944年12月２日） ▶在任年数：１年 ▶取締役会への出席状況： 10回／11回（90％） ▶所有する当社株式の数： 0株	1968年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1994年６月　同行 取締役 就任 1998年11月　同行 常務取締役 就任 2001年１月　同行 代表取締役専務取締役 就任 2001年４月　株式会社三井住友銀行 代表取締役専務取締役 就任 2002年12月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役 就任 2003年６月　株式会社三井住友銀行 代表取締役副頭取 就任 2005年６月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役会長 就任 株式会社三井住友銀行 代表取締役頭取 就任 2011年４月　株式会社三井住友銀行 退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 就任（現在に至る） 2014年６月　当社 取締役 就任（現在に至る） 〔担当および重要な兼職の状況〕 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 パナソニック株式会社 社外取締役 花王株式会社 社外取締役 中外製薬株式会社 社外取締役 南海電気鉄道株式会社 社外監査役
社外取締役候補者 とした理由	奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役を務めた経歴を有するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。 これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

独立性に係る事項	奥正之氏は、2001年１月から2011年４月まで、当社および当社の連結子会社の主要な借入先のひとつとして取引がある株式会社三井住友銀行（株式会社住友銀行当時を含む。）の代表取締役専務取締役、代表取締役副頭取および代表取締役頭取を歴任していました。同行は、当社および当社の連結子会社の複数ある主な借入先のひとつであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。直近事業年度末時点において、同行からの借入残高は970億円であり、全借入額の16.5％です（12頁）。また、退任して４年以上が経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。 奥正之氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。
他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実	奥正之氏が2011年３月まで取締役を務めていた日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）は、同社の従業員が同社の口座外において顧客から資金を詐取した不正行為に関し、2011年４月、金融庁から業務改善命令を受けました。また、同社は、法人関係情報に係る管理態勢の不備および不適切な勧誘行為が認められたとして、2012年４月、金融庁から業務改善命令を受けました。更に、同社は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないとして、2012年８月、金融庁から業務改善命令を受けました。
	奥正之氏が2008年６月から現在に至るまで社外取締役を務めているパナソニック株式会社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関し、2010年９月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また2011年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けましたが、当該違反行為があった時点では、同氏は、同社の社外取締役に就任しておりませんでした。また、同社は、特定顧客向けの一部自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し、2013年７月に米国司法省および2014年２月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意しました。同氏は、各違反行為の判明までは各違反行為を認識しておりませんでしたが、平素より法令順守の視点に立ち、同社取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることがないよう努めておりました。また、これらの事実の判明後は、再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しました。

氏　　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 〔担当および重要な兼職の状況〕
再任 社外　独立  10 藪中 三十二（やぶなか みとじ） （1948年1月23日） ▶在任年数：1年 ▶取締役会への出席状況： 11回／11回（100%） ▶所有する当社株式の数： 0株	1969年4月　外務省 入省 2008年1月　同省 事務次官 就任 2010年8月　同省 顧問 就任（現在に至る） 2014年6月　当社 取締役 就任（現在に至る） 〔担当および重要な兼職の状況〕 川崎汽船株式会社 社外取締役 三菱電機株式会社 社外取締役 高砂熱学工業株式会社 社外取締役
社外取締役候補者 とした理由	藪中三十二氏は、外務省事務次官を務めた経歴を有し、国家間の政策調整や在外領事等に活躍し、国際社会における高い見識と豊富な経験を有しています。 これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値を高めることに寄与することが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
独立性に係る事項	藪中三十二氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。
他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実	藪中三十二氏が2011年6月から現在に至るまで社外取締役を務めている川崎汽船株式会社は、自動車等の貨物運送に関して独占禁止法違反行為があったとして、2014年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2014年9月に米国司法省との間で罰金を支払うことを内容とする司法取引に合意しました。同氏は、当該違反行為の判明までは当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素より法令順守の視点に立ち、同社取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることがないよう努めておりました。また、事実判明後は、取締役会等を通じて当該事実の調査および再発防止の指示等を行っております。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実	藪中三十二氏が2012年６月から現在に至るまで社外取締役を務めている三菱電機株式会社は、一部の自動車部品の取引に関して独占禁止法違反行為があったとして、2012年11月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、2013年９月に米国司法省との間で罰金を支払うことに合意し、2014年８月に中華人民共和国国家発展改革委員会から課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該違反行為があった時点では同社の社外取締役に就任しておりませんでしたが、就任後は取締役会等を通じて事実関係の調査状況や再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化等への取り組みに関し進捗確認や意見表明をしております。
	藪中三十二氏が2014年６月から現在に至るまで社外取締役を務めている高砂熱学工業株式会社および同社元従業員は、北陸新幹線の設備工事の入札に関して独占禁止法違反行為があったとして、2014年11月に東京地方裁判所からそれぞれ罰金刑および懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、いずれも確定いたしました。また、同社は、当該違反行為に関して、2015年１月、国土交通省から営業停止処分を受けました。同氏は、当該違反行為があった時点では同社の社外取締役に就任しておりませんでしたが、就任後は取締役会等を通じて法令順守の観点から指摘、意見を述べるとともに、当該違反行為に関する事実の確認および徹底した原因の究明ならびに再発防止についての提言等を行っております。

＊１ CEO：Chief Executive Officer（最高経営責任者）
＊２ COO：Chief Operating Officer（最高執行責任者）
＊３ CFO：Chief Financial Officer（最高財務責任者）
＊４ CTO：Chief Technology Officer（最高技術責任者）
（注）１．取締役再任候補者の在任年数は、最初に選任された株主総会日から本定時株主総会終結の時までを通算して表記しています。
２．野路國夫氏は、1999年６月の執行役員制度の導入に伴い、同年同月に取締役を退任しています。
３．略歴および地位における当社の組織名称は、当時のものを使用しています。
４．出席状況は、2014年度（2014年４月１日～2015年３月31日）中に開催された取締役会への出席状況を表しています。なお、奥正之氏および藪中三十二氏は、2014年６月開催の第145回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が、他の取締役と異なります。
５．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
６．池田弘一氏、奥正之氏および藪中三十二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、池田弘一氏、奥正之氏および藪中三十二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ています。
７．池田弘一氏、奥正之氏および藪中三十二氏と当社は、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役蒲野宏之氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役１名（うち、社外監査役１名）の選任をお願いいたしたいと存じます。これにより、当社監査役は５名（うち、社外監査役３名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意をあらかじめ得ています。

候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略　歴　お　よ　び　地　位 〔重　要　な　兼　職　の　状　況〕
新任 社外　独立  篠塚英子（しのづかえいこ） （1942年５月１日） ▶所有する当社株式の数: 0株	1993年４月　お茶の水女子大学 教授 就任 2009年３月　国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授 就任（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 人事院 顧問
社外監査役候補者とした理由	篠塚英子氏は、社団法人日本経済研究センターにおいて、経済分野の研究に従事した後、上記略歴に記載のほか、日本銀行政策委員会審議委員、内閣府男女共同参画推進連携会議議長、日本司法支援センター（略称 法テラス）常任理事、人事院人事官等を務めた経歴を有し、これまでに数多くの公職を歴任しており、経済・労働・法律等、幅広い知識と豊富な経験を有しています。 この経験を活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
独立性に係る事項	篠塚英子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．篠塚英子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、篠塚英子氏を、本定時株主総会において承認可決されることを条件として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

３．篠塚英子氏と当社は、本定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。

＊ご参考　当社監査役会の独立性について

第４号議案が承認可決されますと、当社の監査役会は５名、うち過半数の３名は独立役員である社外監査役により構成されることになります。当社の社外監査役の独立性に関する考え方は次のとおりです。

氏　　名 （就任年月）	独立性に係る事項
松　尾　邦　弘 （2009年６月）	松尾邦弘氏は、2007年10月から当社社外監査役に選任される前日の2009年６月23日まで、当社監査役会との間で法律顧問契約を締結していました。この監査役会法律顧問としての職務は、独立した立場で取締役会を監査する機能を有する監査役および監査役会の機能を強化するためだけに寄与し、取締役会および業務執行側とは何ら利害関係はありませんでした。なお、同氏は、当社監査役就任後は当社から監査役としての報酬のみを受領しています。 また、当社および当社の連結子会社は、同氏が社外監査役を務めるトヨタ自動車株式会社に産業機械の販売を行っていますが、同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の１％未満です。 更に、同氏が社外監査役を務める三井物産株式会社は、海外における建設・鉱山機械の販売・サービス事業に係る当社の連結子会社および販売代理店等の一部に出資等を行っています。 以上のいずれについても、松尾邦弘氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。
山　口　廣　秀 （2014年６月）	山口廣秀氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけています。
篠　塚　英　子 （新　　任）	53頁の第４号議案の「独立性に係る事項」に記載のとおりです。

第５号議案　取締役賞与支給の件

当社の取締役報酬制度＊に基づき、第146期末在任の取締役10名に対して、総額235百万円（うち、社外取締役３名に対して、総額９百万円）の範囲で取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

＊当社の取締役報酬制度につきましては、「報酬等の決定に関する方針」（19頁）をご参照ください。

第６号議案　当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役に対して株式報酬として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、会社法第238条および会社法第239条の規定に基づき、当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役に対して株式報酬として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様との利益意識を共有し長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすることを目的として、当社の使用人および当社の主要な子会社の代表取締役に対して、新株予約権を無償で割り当てたいと存じます。各割当対象者に無償で割り当てる新株予約権の数の決定に当たっては、当社の取締役に対する株式報酬の支給基準に準じ、連結業績に基づき算出いたします。

２．本定時株主総会においてその決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記２．(3)に定める内容の新株予約権1,930個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式193,000株を上限とし、下記２．(3)により当該新株予約権に係る付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①　新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2018年８月３日から2023年７月31日までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

ⅰ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記④ⅰ）記載の資本金等増加限度額から上記④ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より３年間（ただし、新株予約権を行使することができる期間を超えない。）に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社取締役会において定める。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新

設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

ⅰ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ⅳ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり1円とし、これに上記⑧ⅲ）に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ）新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ⅶ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ⅷ）新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑨　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項および細目事項については、当社取締役会において定める。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使サイト　http://www.evote.jp/

インターネットによる議決権行使期限
2015年６月23日（火曜日）
午後５時45分
※ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。

- 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システムに関わる条件について

携帯電話による場合

- 以下のいずれかのサービスをご利用ください。なお、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

❶ｉモード　❷EZweb
❸Yahoo!ケータイ

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

パソコン・スマートフォンの場合

- ファイアーウォール、アンチウイルスソフトおよびproxyサーバー等の設定によっては、ご利用になれない場合もございます。

アクセス手順について

1 議決権行使サイトへアクセス

携帯電話⇨**「ログイン」**
パソコン⇨**「次の画面へ」**
スマートフォン⇨**「株主総会に関するお手続き」**
をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
0120－173－027（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

以　上

コマツのCSRについての考え方

コマツグループは、「本業を通じて社会の役に立つこと」がCSR（企業の社会的責任）活動であると定義したうえで、グローバルに取り組むべき重点分野を策定し活動を推進しています。また、その活動が社会や時代の要請に沿っているかを確認しながら、CSRと経営とのサイクルを回しています。

▶特集　環境を守る

本業を通じた環境保全の取り組み

コマツは、CSR活動の一環として、環境に配慮した商品の開発・製造や、最新の省エネルギー技術を採用した建屋への更新等を進めています。以下では、その一部についてご紹介します。

新世代エンジン搭載車の拡大 ～燃費と大気汚染物質低減を両立～

燃料消費量を当社従来機に比べ最大11％低減しながら、NOx（チッ素酸化物）、PM（スス）等の大気汚染物質を2011年以前と比較し約10分の1に低減した多数の新世代エンジン搭載モデルを市場に導入しています。

コマツの強みのひとつは「自社開発・自社生産」です。これにより、エンジンを含むコンポーネントと車体を最適なものに設計し、新世代エンジン搭載車を迅速に開発・生産しています。

コマツは、これからも独自のエンジン技術に最新の技術を加え、環境負荷を低減するだけでなく経済性も両立する機械を提供していきます。

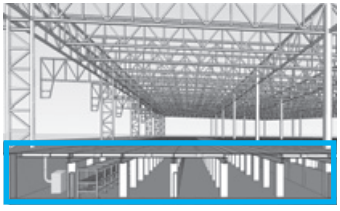


新世代エンジンを搭載した
PC490LC-11

省エネルギー建屋への更新
～モノ作りの現場で省・創エネルギー～

コマツは、従来から環境に配慮して生産活動を行ってきましたが、特に2011年の東日本大震災発生後は電力削減を進めてきました。

その一環として、築40年以上経過しエネルギー効率の悪い生産建屋の統合・更新を行い、更に生産改革によって面積当たりの生産性を大幅に向上させています。


全面地下ピット（青枠内）

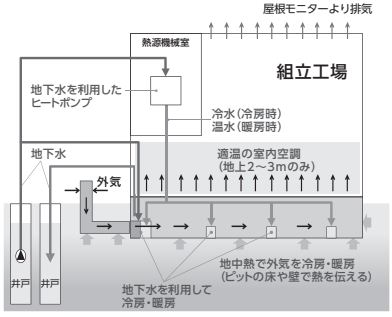
粟津工場新建屋での取り組みをご紹介しましょう。

❶コマツ独自の最新省エネルギー技術の採用

建屋の高気密・高断熱化による空調効率の向上、LED照明や天井採光による照明電力の削減といった一般的な取り組みに加えて、コマツ独自の工夫を凝らした省エネルギー建屋となっています。

・「地下水空調システム」　年間を通して温度の一定している地下水を、夏は冷房、冬は暖房の熱源として利用します。

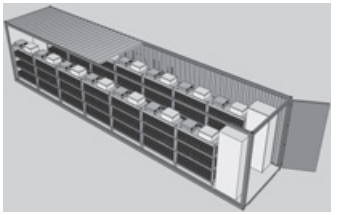
・「全面地下ピット構造」　作業エリアの下に約3mの地下空間を設けました。



これらのシステム・構造を採用したことで、地中熱や地下水を利用した冷房・暖房が可能となり、空調用電力の省エネルギー化を実現しています。

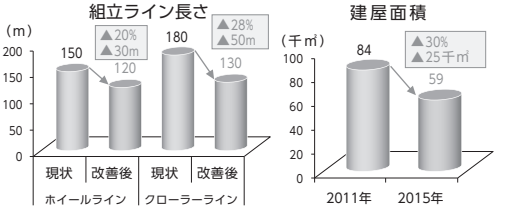
ほかにも、コマツ独自の技術を活かした様々な工夫をしています。代表例としては、工場の天井クレーン降下時にハイブリッド車用キャパシターに蓄えた電力をクレーン上昇時の動力として活用する電力回生システムや、夜間に発電した電力をフォークリフト用メンテナンスフリーバッテリーに蓄電して昼間に利用するピークシフトがあります。また、コマツ100％子会社である株式会社KELK製の熱電素子により、熱処理炉のガス燃焼処理中に発生する熱を活用した発電も行っています。


熱電素子による発電


メンテナンスフリー
バッテリー蓄電システム

❷生産性向上による建屋面積の削減

従来ふたつの工場に分かれていたクローラー組立ライン（油圧ショベル等）とホイール組立ライン（ホイールローダー等）をひとつの工場に並列させ、スペースの有効活用を図りました。また、ラインサイドでの部品の配置変更や、天井クレーンの仕様の工夫等により組立ラインの生産性を向上し、メインラインの長さを20～28％短縮しました。このほか、部品置場縮小なども併せ、生産工場の面積を30％削減しました。



❸地元森林組合と共同でのバイオマス発電

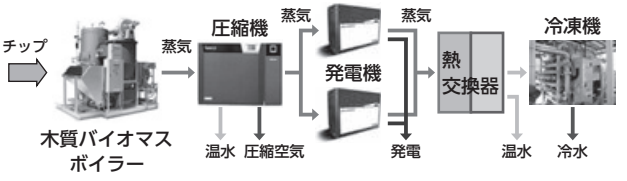
石川県の「かが森林組合」から供給を受ける木質チップ（年間7,000ｔ）を燃料にしてボイラーを稼働させ、発生した蒸気を空気圧縮機、発電機、吸収式冷凍機で利用しています。これにより、年間で約1,400MWhの電力と約800kℓの重油の節約が見込まれています。

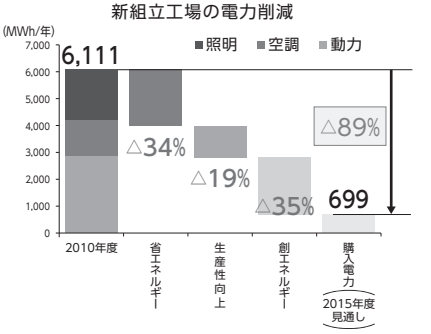

バイオマス発電建屋


ボイラー


圧縮機


発電機





◆◆◆

コマツグループは、これからも環境への配慮と
生産性・燃費向上に向けた活動を進めてまいります。

株主総会終了後の展示の場のご案内

コマツグループでは、「イノベーション」をキーワードに、世界をリードする先端技術・先端商品を産み出しています。また、社会の一員として積極的な社会貢献活動に取り組んでいます。

本株主総会の終了後、その一部を株主の皆様に実際にご覧いただく場を設けますので、ぜひお立ち寄りください。



昨年の展示の場の模様



ICT建機 PC200i(油圧ショベル)

主な展示内容

1 イノベーションに基づく技術・商品などのご紹介

- スマートコンストラクション
  ＊現場に関わるすべてのものをICTで有機的につなぎ、安全で生産性の高いスマートな「未来の現場」を創造していくソリューションです。
- ICT建機(油圧ショベル・ブルドーザー)
  ＊作業機の自動制御を実現することで、経験を問わず、熟練作業者のような精度で作業が行えます。
- 新型フォークリフト
- 最新の排出ガス規制に対応した車両(ホイールローダー)およびエンジン
- プレスラインシミュレーター
- 工場建屋更新による生産改革

ほか

2 社会貢献活動のご紹介

- 各地における人材育成
- 対人地雷除去活動
- 地域活性化に向けた農林業支援
- 女子柔道部の社会貢献活動(技の実演を予定)

ほか

・本株主総会にご出席いただいた株主様のみご入場いただけます。
・展示内容につきましては、当日、変更となる可能性があります。

株主総会 会場ご案内

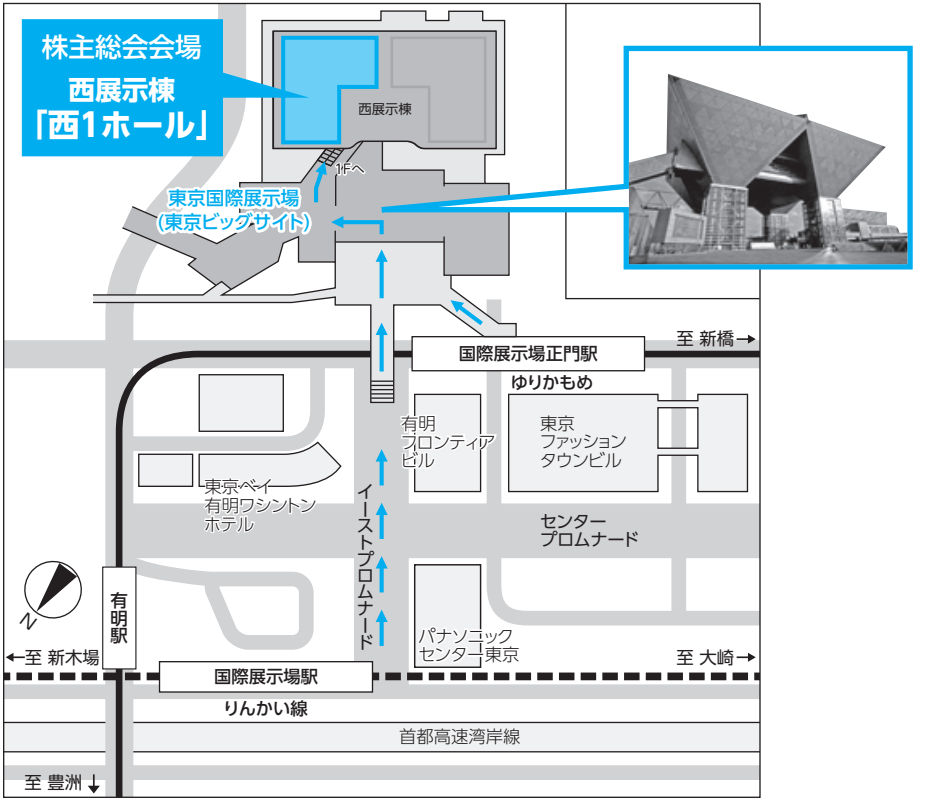
会場

東京都江東区有明三丁目11番１号
東京国際展示場（東京ビッグサイト）西展示棟「西１ホール」
当日のお問い合わせ先　03-5561-2609（㈱小松製作所総務部）

交通

ゆりかもめ　国際展示場正門駅　徒歩約3分
新橋駅（JR、東京メトロ銀座線、都営浅草線）⇐22分⇒国際展示場正門駅
豊洲駅（東京メトロ有楽町線）⇐8分⇒国際展示場正門駅

りんかい線　国際展示場駅　徒歩約7分
大崎駅（JR）⇐13分⇒国際展示場駅⇐5分⇒新木場駅（JR、東京メトロ有楽町線）



（駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。）

VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

2015年6月2日

株　主　各　位

第146回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社は、第146回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.komatsu.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

1．事業報告
　（1）財産および損益の状況の推移
　（2）主要な事業内容
　（3）主要な営業所および工場
2．連結計算書類
　（1）連結純資産計算書
　（2）連結注記表
3．計算書類
　（1）株主資本等変動計算書
　（2）個別注記表

株式会社 小松製作所

事業報告

(1) 財産および損益の状況の推移

	第143期 (2011年4月～2012年3月)	第144期 (2012年4月～2013年3月)	第145期 (2013年4月～2014年3月)	第146期 (2014年4月～2015年3月)
売上高 (億円)	19,817	18,849	19,536	19,786
営業利益 (億円)	2,563	2,116	2,404	2,420
税引前当期純利益 (億円)	2,496	2,046	2,420	2,360
当社株主に帰属する当期純利益 (億円)	1,670	1,263	1,595	1,540
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	173.47	132.64	167.36	162.07
ROE*1 (%)	17.3	11.5	12.4	10.6
ROA*2 (%)	11.2	8.5	9.4	8.7
総資産 (億円)	23,205	25,178	26,515	27,984
株主資本 (億円)	10,096	11,931	13,763	15,289

＊1 ROE＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／2)
＊2 ROA＝税引前当期純利益／((期首総資産＋期末総資産)／2)
(注) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

(2) 主要な事業内容(2015年3月31日現在)

部門	主な商品・事業	
建設機械・車両	掘削機械	油圧ショベル、ミニショベル、バックホーローダー
	積込機械	ホイールローダー、ミニホイールローダー、スキッドステアローダー
	整地・路盤用機械	ブルドーザー、モーターグレーダー、振動ローラー
	運搬機械	ダンプトラック、アーティキュレートダンプトラック、クローラーキャリア
	林業機械	ハーベスター、フォワーダー、フェラーバンチャー
	地下建設機械	シールドマシン、トンネルボーリングマシン、小口径管推進機
	資源リサイクル機械	自走式破砕機、自走式土質改良機、自走式木材破砕機
	産業車両	フォークリフト
	その他機械	鉄道メンテナンス機械
	エンジン、機器	ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、油圧機器
	鋳造品	鋳鋼・鋳鉄品
	物流関連	運輸、倉庫、梱包
産業機械他	鍛圧機械	サーボプレス、機械プレス
	板金機械	レーザー加工機、プラズマ加工機、プレスブレーキ、シヤー
	工作機械	トランスファーマシン、マシニングセンター、クランクシャフトミラー、研削盤、ワイヤーソー
	防衛関連	弾薬、装甲車
	温度制御機器	サーモモジュール、半導体製造用温度制御機器
	その他	事業用プレハブハウス、半導体露光装置用エキシマレーザー

(3) 主要な営業所および工場(2015年3月31日現在)

①当　社

営業所等	本社(東京都港区)、研究所(神奈川県平塚市)
工　　場	粟津工場(石川県小松市)、金沢工場(石川県金沢市)、大阪工場(大阪府枚方市)、 六甲工場(兵庫県神戸市)、茨城工場(茨城県ひたちなか市)、湘南工場(神奈川県平塚市)、 小山工場(栃木県小山市)、栃木工場(栃木県小山市)、郡山工場(福島県郡山市)

②重要な子会社

名　称	営業所等・工場の所在地
コマツキャステックス株式会社	本社・工場(富山県氷見市)
コマツ建機販売株式会社	本社(神奈川県川崎市)
コマツクイック株式会社	本社(神奈川県横浜市)
コマツレンタル株式会社	本社(神奈川県横浜市)
コマツリフト株式会社	本社(東京都品川区)
コマツ物流株式会社	本社(神奈川県横浜市)
コマツ産機株式会社	本社(石川県金沢市)
コマツNTC株式会社	本社・工場(富山県南砺市)
コマツビジネスサポート株式会社	本社(東京都港区)
ギガフォトン株式会社	本社・工場(栃木県小山市)
コマツアメリカ株式会社	本社・工場(米国)
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場(米国)
コマツフィナンシャルパートナーシップ	本社(米国)
コマツブラジル有限会社	本社・工場(ブラジル)
コマツブラジルインターナショナル有限会社	本社(ブラジル)
コマツホールディングサウスアメリカ有限会社	本社(チリ)
コマツカミンズチリ有限会社	本社(チリ)

名　称	営業所等・工場の所在地
コマツカミンズチリアリエンダ株式会社	本社(チリ)
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)
コマツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社(ベルギー)
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)
コマツハノマーグ有限会社	本社・工場(ドイツ)
コマツマイニングジャーマニー有限会社	本社・工場(ドイツ)
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)
コマツマーケティング・サポートインドネシア株式会社	本社(インドネシア)
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)
コマツマーケティングサポートオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)
コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)
小松山推建機公司	本社・工場(中国)
小松(中国)融資租賃有限公司	本社(中国)

連結純資産計算書

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

（金額単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		その他の包括利益（△損失）累計額
			利益準備金	その他の剰余金	
当期首残高	67,870	138,984	39,962	1,141,751	30,035
現金配当				△ 55,324	
利益準備金への振替			1,018	△ 1,018	
持分変動及びその他		△ 59			
包括利益					
当期純利益				154,009	
その他の包括利益（△損失）－税控除後					
外貨換算調整勘定					80,304
未実現有価証券評価損益					4,547
年金債務調整勘定					△ 2,112
未実現デリバティブ評価損益					244
当期包括利益					
新株予約権の付与及び行使		115			
自己株式の購入等					
自己株式の売却等		384			
自己株式の消却		△ 728		△ 19,080	
当期末残高	67,870	138,696	40,980	1,220,338	113,018

	自己株式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
当期首残高	△ 42,211	1,376,391	64,720	1,441,111
現金配当		△ 55,324	△ 7,534	△ 62,858
利益準備金への振替		－		－
持分変動及びその他		△ 59	5	△ 54
包括利益				
当期純利益		154,009	7,439	161,448
その他の包括利益（△損失）－税控除後				
外貨換算調整勘定		80,304	5,056	85,360
未実現有価証券評価損益		4,547	－	4,547
年金債務調整勘定		△ 2,112	△ 73	△ 2,185
未実現デリバティブ評価損益		244	△ 79	165
当期包括利益		236,992	12,343	249,335
新株予約権の付与及び行使		115		115
自己株式の購入等	△ 30,041	△ 30,041		△ 30,041
自己株式の売却等	508	892		892
自己株式の消却	19,808	－		－
当期末残高	△ 51,936	1,528,966	69,534	1,598,500

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1．連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

（1）連結子会社の数　138社

（2）持分法適用関連会社の数　38社

2．重要な会計方針

（1）連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の２第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

（2）たな卸資産の評価方法及び評価基準

たな卸資産の評価は低価法によっております。原価は、製品及び仕掛品については個別法、原材料及び貯蔵品については総平均法により算定しております。また、補給部品の取得原価については主として先入先出法により算定しております。

（3）投資有価証券の評価方法及び評価基準

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「会計基準編纂書」）320「投資－債券と持分証券」を適用しております。

売却可能投資有価証券－－－－－決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

（4）固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法－－定額法

無形固定資産の減価償却方法－－定額法

ただし、会計基準編纂書350「営業権とその他の無形固定資産」に準拠し、営業権及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産については、償却を行わずに少なくとも年１回の減損テストを実施しております。

（5）引当金の計上基準

貸倒引当金－－－－－－－－－－－債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付債務－－－－－－－－－－会計基準編纂書715「報酬－退職後給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における予測給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。年金制度の積立状況、すなわち予測給付

債務と年金資産の公正価値の差額を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益累計額に計上しております。
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で定額償却しております。
年金数理計算上の純損失については、回廊(＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%)を超える部分について、その発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で、定額償却しております。

(6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 受取手形及び売掛金並びに長期売上債権に係る貸倒引当金　18,347百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　792,122百万円

3. その他の包括利益(△損失)累計額には、外貨換算調整勘定、未実現有価証券評価損益、年金債務調整勘定、未実現デリバティブ評価損益が含まれております。

4. 担保に供している資産

その他の流動資産	996百万円
合　計	996百万円

5. 保証債務
従業員、関連会社及び顧客等の借入金に対し、債務保証を行っております。

保証債務	47,627百万円

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり株主資本　1,622円48銭

2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益　162円07銭

3. 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益　161円86銭

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としております。この方針に従い、短期資金需要に対しては、営業活動から得られたキャッシュ・フローを主として充当し、必要に応じ銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等でまかなっております。また、中長期資金需要に機動的に対応するため、当社は社債発行枠とユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラムを保

有しております。

受取手形、売掛金及び長期売上債権については、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらの債権は信用リスクが集中しないよう分散されております。
一部の外貨建て債権・債務については為替の変動リスクにさらされており、これらのリスクを軽減するため、外貨資金繰り予想に基づいて外国為替予約又は通貨スワップ契約を締結しております。
投資有価証券－市場性のある持分証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。
短期及び長期債務については、関連する金利リスクを管理する目的で、金利スワップ契約及び金利キャップ契約を締結しております。
金融派生商品に対して、取引相手の契約不履行による信用損失を受けるリスクがありますが、取引相手の信用度が高いため、その可能性は想定しておりません。なお、金融派生商品をトレーディング又は投機目的で契約しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項
金融商品の連結貸借対照表計上額、公正価額及び差額は次のとおりです。

（金額単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	公正価額（＊）	差額
（1）現金及び現金同等物	105,905	105,905	－
（2）定期預金	1,407	1,407	－
（3）受取手形及び売掛金	620,076	620,076	－
（4）長期売上債権	280,138	280,138	－
（5）投資有価証券－市場性のある持分証券	65,456	65,456	－
（6）短期債務	(191,937)	(191,937)	－
（7）支払手形及び買掛金	(225,093)	(225,093)	－
（8）長期債務－１年以内期限到来分を含む	(397,192)	(393,997)	3,195
（9）金融派生商品－純額	(7,698)	(7,698)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（　）内で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及び金融派生商品に関する事項
（1）現金及び現金同等物、（2）定期預金並びに（3）受取手形及び売掛金
これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価額に近似しております。

(4) 長期売上債権
長期売上債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想利子率で割り引いて算定されます。その結果、連結貸借対照表計上額は、公正価額に近似しております。

(5) 投資有価証券－市場性のある持分証券
公正価額の見積りが可能な市場性のある持分証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上しております。

(6) 短期債務並びに(7) 支払手形及び買掛金
これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価額に近似しております。

(8) 長期債務－１年以内期限到来分を含む
長期債務の公正価額は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定しております。

(9) 金融派生商品－純額
主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を連結貸借対照表に計上しております。

(注２)非上場株式(連結貸借対照表計上額7,964百万円)は、主に市場性のない持分証券であり、「投資有価証券－市場性のある持分証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社グループにおいて保有する賃貸用の土地や建物等の総額に重要性はありません。

【重要な後発事象】

特に記載すべき事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

（金額単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金
当期首残高	70,120	140,140	343	140,483	18,036	448	14,626	－	210,359
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	70,120	140,140	343	140,483	18,036	448	14,626	－	210,359
当期変動額									
特別償却準備金の積立						186			
特別償却準備金の取崩						△ 78			
固定資産圧縮積立金の積立							1,135		
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 506		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								393	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								△ 393	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			384	384					
自己株式の消却			△ 728	△ 728					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	△ 343	△ 343	－	108	628	－	－
当期末残高	70,120	140,140	－	140,140	18,036	557	15,254	－	210,359

（金額単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	241,170	484,641	△ 41,821	653,423	26,302	95	26,397	3,361	683,183
会計方針の変更による累積的影響額	△ 2,812	△ 2,812		△ 2,812					△ 2,812
会計方針の変更を反映した当期首残高	238,358	481,828	△ 41,821	650,611	26,302	95	26,397	3,361	680,370
当期変動額									
特別償却準備金の積立	△ 186	–		–					–
特別償却準備金の取崩	78	–		–					–
固定資産圧縮積立金の積立	△ 1,135	–		–					–
固定資産圧縮積立金の取崩	506	–		–					–
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△ 393	–		–					–
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	393	–		–					–
剰余金の配当	△ 55,324	△ 55,324		△ 55,324					△ 55,324
当期純利益	134,434	134,434		134,434					134,434
自己株式の取得			△ 30,027	△ 30,027					△ 30,027
自己株式の処分			508	892					892
自己株式の消却	△ 19,079	△ 19,079	19,807	–					–
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					6,177	△ 24	6,152	△ 380	5,772
当期変動額合計	59,293	60,030	△ 9,711	49,975	6,177	△ 24	6,152	△ 380	55,747
当期末残高	297,651	541,859	△ 51,533	700,586	32,479	71	32,550	2,981	736,118

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1.有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 －－－－－－－－－ 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの －－－－－－－－－－－－－－－ 決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの －－－－－－－－－－－－－－－ 移動平均法による原価法

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 －－－－－－－－－－－－ 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 －－－－－－－－－－－－－－－ 総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）－－－－－－－－－－－－－－－ 定額法

無形固定資産（リース資産を除く）－－－－－－－－－－－－－－－ 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

－－－－－－－－－－－－－－ リース期間を耐用年数とした定額法

なお、リース取引開始日が2008年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

4.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

国内及び海外の非上場会社への投資に係る損失に備えるため、投資先の資産内容及び所在地国の為替相場の変動等を勘案して計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の当期費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。

(5) 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき必要額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生している額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生事業年度において費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5．収益及び費用の計上基準
原則として、国内は客先納入時に、輸出は船積完了時に販売価格の総額を計上しております。
また、据付工事を要する大型機械等は、据付完了時に売上を計上しております。

6．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

＜会計方針の変更に関する注記＞

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年（2012年）５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年（2015年）３月26日。）を当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当期の期首の繰越利益剰余金が2,812百万円減少しております。また、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ275百万円増加しております。
なお、当期の１株当たり純資産額は２円85銭減少し、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額はそれぞれ、０円14銭及び０円13銭増加しております。

＜貸借対照表等に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額	406,789百万円
2．偶発債務	
関係会社及び協力企業の金融機関借入金等に対する債務保証残高	55,164百万円
従業員の金融機関借入金（住宅融資）に対する債務保証残高	1,395百万円
関係会社の社債に対するキープウェル契約残高	113,904百万円
3．関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	230,392百万円
短期金銭債務	67,017百万円
長期金銭債権	14,733百万円

＜損益計算書に関する注記＞

1.関係会社との間の取引高

売上高	614,624百万円
仕入高	135,105百万円
営業取引以外の取引高	75,616百万円

2.抱合せ株式消滅差益

当社の子会社であるコマツディーゼル株式会社を吸収合併したことに伴い計上したものであります。

3.減損損失

当社の資産グループは、主として遊休資産及び賃貸資産においては個別単位で、事業資産においては管理会計上の区分ごとにグルーピングしております。

このグルーピングに基づき、固定資産の減損を検討した結果、帳簿価額に対し時価が下落している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当期において、当社は特別損失として以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	地域	減損損失（百万円）
遊休資産	土地	中部地方	6

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

1．発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）	983,130,260株	－ 株	11,162,600株	971,967,660株

（注）自己株式の消却によるものであります。

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）1, 2	29,377,385株	11,175,240株	11,511,867株	29,040,758株

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加11,175,240株は、取締役会決議に基づく取得による増加11,162,600株及び単元未満株式の買取りによる増加12,640株であります。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少11,511,867株は、自己株式の消却による減少11,162,600株、ストック・オプションの行使による減少349,100株及び単元未満株式の売渡しによる減少167株であります。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年6月18日定時株主総会	普通株式	27,658百万円	29円	2014年3月31日	2014年6月19日
2014年10月31日取締役会	普通株式	27,665百万円	29円	2014年9月30日	2014年12月2日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決　議　予　定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,344百万円	29円	2015年3月31日	2015年6月25日

4.新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
		当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
2006年新株予約権①（注）1, 2	普通株式	187,000	－	187,000	－
2006年新株予約権②（注）1, 2	普通株式	283,000	－	283,000	－
2007年新株予約権①（注）1, 2	普通株式	181,000	－	68,000	113,000
2007年新株予約権②（注）1, 2	普通株式	253,000	－	31,000	222,000
2008年新株予約権①（注）1, 2	普通株式	144,000	－	40,000	104,000
2008年新株予約権②（注）1, 2	普通株式	206,000	－	53,000	153,000
2009年新株予約権①（注）1	普通株式	124,000	－	－	124,000
2009年新株予約権②（注）1, 3	普通株式	246,000	－	121,000	125,000
2010年新株予約権①（注）1	普通株式	6,400	－	－	6,400
2010年新株予約権②（注）1, 3	普通株式	37,400	－	13,600	23,800
2011年新株予約権①（注）1, 3	普通株式	87,200	－	17,600	69,600
2011年新株予約権②（注）1, 3	普通株式	252,900	－	94,900	158,000
2012年新株予約権①（注）1, 4	普通株式	84,300	－	－	84,300
2012年新株予約権②（注）1, 4	普通株式	255,500	－	－	255,500
2013年新株予約権①（注）1, 4	普通株式	56,100	－	－	56,100
2013年新株予約権②（注）1, 4	普通株式	235,800	－	－	235,800
2014年新株予約権①（注）1, 4, 5	普通株式	－	58,900	－	58,900
2014年新株予約権②（注）1, 4, 5	普通株式	－	216,900	－	216,900

（注）1.新株予約権①は会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行したものであります。
また新株予約権②は会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行したものであります。
2.新株予約権の当期減少株式数は、新株予約権の行使及び新株予約権の権利行使期間満了によるものであります。
3.新株予約権の当期減少株式数は、新株予約権の行使によるものであります。
4.2015年3月31日現在、新株予約権を行使することができる期間は到来しておりません。
5.新株予約権の当期増加株式数は、新株予約権の新規発行によるものであります。

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
製品保証引当金	1,674百万円
たな卸資産	564
未払事業税	1,468
賞与引当金	3,058
退職給付引当金	9,514
投資損失引当金	1,336
減損損失	2,874
投資有価証券・関係会社株式	6,539
減価償却超過額	2,063
貸倒引当金繰入超過額	599
その他	7,508
繰延税金資産小計	37,203
評価性引当額	△ 9,547
繰延税金資産合計	27,656
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△ 7,345
その他有価証券評価差額金	△14,682
その他	△ 1,741
繰延税金負債合計	△23,769
繰延税金資産の純額	3,887

（注）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年（2015年）法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年（2015年）法律第２号）が2015年３月31日に公布され、2015年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.44％から2015年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.89％に、2016年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.12％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は92百万円減少し、法人税等調整額が1,463百万円、その他有価証券評価差額金が1,367百万円、繰延ヘッジ損益が２百万円、それぞれ増加しております。

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

１．リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械及び装置	1,679	1,483	195

（2）未経過リース料期末残高相当額

１　年　内	191百万円
１　年　超	34百万円
合　計	226百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	412百万円
減価償却費相当額	361百万円
支払利息相当額	13百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2.リース取引開始日が2008年４月１日以降のリース取引
(1) リース資産の内容
主に変圧装置(機械及び装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法
＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞「３.固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

＜関連当事者との取引に関する注記＞

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	コマツアメリカ㈱	所有直接100%	当社製品の製造・販売役員の兼任	製品の販売他（注）1	156,595	売掛金	15,920
	コマツ建機販売㈱	所有直接100%	当社製品の販売役員の兼任	製品の販売他（注）1	145,434	売掛金	70,582
				キャッシュ・マネジメント・システム借入（注）2	20,269	預り金	15,815
	コマツ産機㈱	所有直接100%	当社製品の販売	製品の販売他（注）1	33,993	売掛金	15,679
				キャッシュ・マネジメント・システム借入（注）2	13,134	預り金	12,011
	コマツビジネスサポート㈱	所有直接100%	当社製品に係る販売金融	キャッシュ・マネジメント・システム貸付（注）2	20,186	短期貸付金	8,476
						長期貸付金	13,927
	コマツレンタル㈱	所有直接100%	当社製品のレンタル	キャッシュ・マネジメント・システム貸付（注）2	20,046	短期貸付金	21,689
	コマツＮＴＣ㈱	所有直接100%	役員の兼任	キャッシュ・マネジメント・システム貸付（注）2	14,645	短期貸付金	11,460
	コマツインディア㈲	所有直接30.6%間接69.4%	当社製品の製造・販売	債務保証（注）3	14,133	－	－
	小松（中国）融資租賃有限公司	所有間接100%	当社製品に係る販売金融	資金の貸付（注）4	－	短期貸付金	9,132

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．製品他の販売価格その他の販売条件については、市場実勢を勘案し協議の上で決定しております。

2．キャッシュ・マネジメント・システム借入及び貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

3．債務保証については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

4．資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1．1株当たり純資産額　777円51銭

2．1株当たり当期純利益　141円39銭

＜その他の注記＞

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。